

2021年9月17日制定

【個人情報開示等請求手続要領】

お客様ご本人又はその代理人から個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止(以下、「開示等」という。)のご請求があった場合は、以下の要領で対応いたします。

1. ご提出いただく書類

開示等のご請求を行う場合、以下①の請求書の所定事項に全て自筆にてご記入の上、②ご本人様の確認のための書類を同封し以下のご請求先にご郵送ください。

①請求書

個人情報開示等請求書(PDF ファイル)

②ご本人の確認のための書類

a)「運転免許証」、b)「パスポート」、c)「健康保険証+3ヶ月以内に取得した住民票」のうち、いずれかのコピー。ご本人様のお名前・ご住所の記載がある部分のコピーをお願いいたします。尚、本籍地が記載されている証明書の場合、お手数ですが「本籍地」部分は紙を貼るなどして、隠してからコピーをお願いいたします。健康保険証の場合、被保険者記号・番号の部分は、紙を貼るなどして、隠してからコピーをお願いいたします。被保険者記号・番号が隠されていない状態でお送りされた場合、弊社側でマスキング処理をしたうえでお取り扱いいたします。

2. 代理人による開示等のご請求

開示等のご請求をすることについて、代理人に委任する場合、1. の①請求書及び②ご本人の確認のための書類に加えて、下記の書類も同封をお願いいたします。

①代理人本人であることを確認するための書類

a)「運転免許証」、b)「パスポート」、c)「健康保険証+3ヶ月以内に取得した住民票」のうち、いずれかのコピー。代理人ご本人のお名前・ご住所の記載がある部分のコピーをお願いいたします。尚、本籍地が記載されている証明書の場合、お手数ですが「本籍地」部分は紙を貼るなどして、隠してからコピーをお願いいたします。健康保険証の場合、被保険者記号・番号の部分は、紙を貼るなどして、隠してからコピーをお願いいたします。被保険者記号・番号が隠されていない状態でお送りされた場合、弊社側でマスキング処理をしたうえでお取り扱いいたします。

②ご本人との関係を確認する書類

a)任意代理人の場合

委任状(PDF ファイル)

代理人はもとより、ご本人に所定事項の全てを自筆にてご記入ください。

b)法定代理人の場合

ご本人と代理人ご本人のお名前等の記載がある以下のいずれかのコピー

- 1)3ヶ月以内に取得した住民票
- 2)成年後見人等登記事項証明書

3. 開示等のご請求における費用のご負担について

個人情報の開示または利用目的の通知のご請求のみ、お一人様分1回につき事務手数料として420

円をご負担いただきますので1. の①請求書をお送り頂く際に、同金額の切手を同封ください。
なお、7. 開示等のご請求に関して回答等が出来ない場合について の記載の通り不開示等の場合、返送費用を差し引いた残金を切手にてご返却いたします。

4. 開示等のご請求先

開示等のご請求は、所定の請求書にご記入の上、必要書類を添付し、下記宛にご郵送ください。ご郵送の際は、配達記録郵便等の配達記録が確認できる郵便にてお願いいたします。

なお、郵送費用はご負担ください。

〒540-0011 大阪府大阪市農人橋一丁目1番22号
株式会社横井製作所 又は ACTヨコイ株式会社
業務部 個人情報保護担当 宛 個人情報保護担当 宛

5. 開示等のご請求等に関するご注意

直接ご来社いただいでのご請求はお受けいたしかねます。あらかじめご了承ください。

請求書類は、弊社所定のものに限ります。それ以外の書式ではお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。

6. 開示等のご請求に関して取得した個人情報の利用目的

開示等のご請求にともない取得した個人情報は、開示等のご請求に必要な範囲での調査、ご本人の確認、および当該開示請求等に対する回答にのみ利用いたします。

ご提出いただいた書類等はご返却いたしません。開示等のご請求に対する回答が終了した後、適切に管理、廃棄させていただきます。

7. 開示等のご請求に関して回答等が出来ない場合について

次に定める場合は、開示等に対応することができません。不開示等を決定した場合は、その旨、理由を付記して通知いたします。尚、提出いただいた書類等は、お客様の負担で返却させていただきます。

○請求書に記載されているご住所、ご本人様の確認のための書類に記載されているご住所、弊社の登録住所が一致しないときなど、ご本人様の確認ができない場合

○代理人様によるご請求に際して、代理権が確認できない場合

○所定の提出書類に不備があった場合

○請求書の記載内容により、弊社が保有する個人情報を特定できなかった場合

○開示のご請求の対象が開示対象個人情報に該当しない場合

○ご本人様又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

○弊社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

○他の法令に違反することとなる場合

8. 改定について

この個人情報開示請求等手続要領は、内容を一部改定することがありますので、ご請求される際には、その都度、この手続きをご確認願います。

以上